

広島県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和七年七月十日までの間、縦覧に供する。

令和七年六月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大竹停車場線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
大竹市新町二丁目二八一番九地先から 大竹市新町二丁目二八一番六地先まで	新	旧	九・九〇〃九 ・九〇	八・〇〇	路線延伸